

令和4年2月16日
開会 午前10時00分

- 議長（二條孝夫君） おはようございます。
ただいまから北アルプス広域連合議会令和4年2月定例会を開会いたします。
本日の出席議員は18名全員であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。
- 事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
連合長、副連合長、監査委員は全員出席をしております。
以上でございます。
- 議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（二條孝夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により議長において、
10番服部久子議員、11番平林寛也議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（二條孝夫君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。
本2月定例会の会期等議会運営につきましては、去る2月8日に議会運営委員会を開催願
い、審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めることといたします。
議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北村利幸君）登壇〕

- 議会運営委員長（北村利幸君） 改めまして、おはようございます。
去る2月8日に議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議をして
おりますので、審議の概要について、ご報告いたします。
本定例会の会期は本日2月16日と明日17日の2日間であります。
本定例会に付議されております案件は、条例案件3件、予算案件10件の計13件であり
ます。
各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て、委員長報告、質疑、討論を行
い、採決を行うことといたします。
また、2日目の本会議終了後に、ごみ処理特別委員会及び全員協議会の開催を予定してお
ります。
議会運営委員会では、これを了承しております。
審議の概要は以上であります。
よろしくご賛同のほどをお願いいたします。
- 議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日2月16日から明日2月17日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長あいさつ

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第3「広域連合長あいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) おはようございます。

本日ここに、令和4年広域連合議会2月定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、誠にありがとうございます。

厚く御礼申し上げます。

初めに、令和4年度地方財政計画では、地方団体の安定的な財政運営を図るために必要な一般財源総額は、63兆8,635億円が確保され、前年度と比較して7,203億円の増額となり、このうち地方税は41兆2,305億円で、前年度比8.3パーセントの増、また、地方交付税は、いわゆる出口ベースで18兆535億円、3.5パーセントの増と、ともに増額確保されました。

特に地方交付税は、社会保障関係費や地域デジタル社会推進費等の増加が見込まれる中、地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、4年連続して増額されたところでございます。

県の新年度予算案は、最終年度を迎える総合5か年計画、「しあわせ信州創造プラン2.0」の総仕上げに向け、政策推進の基本方針に沿った施策の展開や重点目標の達成を十分意識しつつ、6つの重点テーマに財源と人的資源を重点的に投下するとしております。

当圏域の北アルプス地域計画には、総合5か年計画に盛り込まれております、様々な施策が掲げられており、広域連合といたしましても、圏域の振興を図る施策の推進に向け、圏域5市町村とともに、地域振興局をはじめ、県の機関との一層の連携に努めて参ります。

広域連合の新年度予算につきましては、市町村財政担当課長で構成する幹事会や、副市町村長会議で精査した後、正副連合長会議における協議を経て編成いたしました。

一般会計予算は、総額で19億5,022万円余となり、前年度比11.1パーセントの減額となりました。

特別会計につきましては、本定例会に北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の上程を予定しており、この事業に係る特別会計を除く4会計で、総額76億1,756万円余を計上しており、前年度比1.6パーセントの減となっております。

以下、当面する主な事業の取り組み状況及び、新年度の主な施策の概要につきまして、順

次ご説明申し上げます。

初めに、北アルプス連携自立圏事業について申し上げます。

昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の中止や変更を余儀なくされるなど、事業の推進に困難な面が多々ありましたが、本年度は感染拡大が継続する中であっても、事業の実施方法や時期等に工夫を凝らし、事業を進めることにより、概ね順調に進捗しております。

新年度におきましては、一部の事業内容を見直し、11分野23事業に取り組むこととしております。

まず、移住交流事業や若者交流・結婚支援事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、地方回帰の動きが活発化してきておりますことから、この流れを確実にとらえるため、事業の枠組みを大幅に見直し、ターゲットを絞った展開を図るほか、インバウンド需要の回復が見通せない中で、地域内の経済循環の視点から、産業連関分析の手法により、観光分野を初め、産業振興策について分析し、検討を行うこととしております。

また、昨年度来、森林経営管理制度の円滑な運営と、圏域の林業振興や、森林整備に向け、実施体制の整備を含め、事業スキームの検討を進めて参りましたが、専門人材を活用した実施体制により、新年度から本格的に事業の展開に取り組んで参ります。

人口減少が進む地域の活力創出や圏域共通の課題解決に向けた取り組みを着実に進めるため、広域連合といたしましては、広域連携の市町村の橋渡し役として、連携自立圏事業が着実かつ効果的に進むよう、引き続き努めて参ります。

なお、新年度の取り組みの概要につきましては、本定例会、全員協議会においてご説明申し上げます。

次に、広域葬祭場について申し上げます。

葬祭場の運営につきましては、昨年4月から12月までの利用状況は、人体425体、動物257体となり、指定管理者により円滑な管理運営が行われております。

今後も指定管理者との連携のもと、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中でも、穏やかな雰囲気を保ち、個人をしのび、送るにふさわしい施設の運営を目指して参ります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

本年度実施しております、白馬山麓清掃センター解体撤去工事につきましては、昨年12月に解体撤去が終了し、現在、整地工事を残すのみとなっております。

昨年末以降の降雪により、スケジュールに若干の影響が生じておりますが、整地工事は、新年度に予定する白馬リサイクルプラザの建設に繋がる重要な工程であり、本年度末までに竣工できますよう、着実に工事を進めて参ります。

北アルプスエコパークは、平成30年8月に本稼動して以来、ほぼ3年半が経過し、円滑な施設の運営に努めておりますが、維持補修費用等が徐々に増加してきており、施設建設後6年以降におきましては、摩耗、腐食の進行や設備の更新等により、さらに増加することが懸念されます。

このため、維持補修費等の負担の平準化と縮減に向けた長期包括的な運営の方策について、ごみ処理特別委員会及び、全員協議会においてご説明を申し上げ、ご協議いただくこととしております。

エコパークの昨年4月から先月までの可燃ごみ搬入量は、大町市5,955トン、白馬村、2,005トン、小谷村562トンの合計8,522トンとなっており、前年度同期比で96

トン、1. 1パーセントの減となり、1日当たりの焼却量では30. 2トンとなりました。

また、資源物などにつきましては、白馬リサイクルセンター、北アルプスエコパーク及び、大町リサイクルパークで順調に処理しております。

また本年4月からは、サントリーグループとともに、ペットボトルの水平リサイクルの取り組みを進めることとしており、新たに石油からペットボトルを製作するより、二酸化炭素の排出量を削減でき、持続可能な循環型社会の実現と、SDGsへの貢献が期待されるところでございます。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、本年4月より施行されることに伴い、現在、燃えるゴミ等として収集処分されておりますプラスチック製の容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物につきましても、リサイクルが可能とされましたことから、早急に3市村や関係団体との協議検討を行い、循環型社会の形成に寄与するためのごみ減量化とリサイクルの仕組みづくりを推進して参ります。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数は前年より3件多い25件で、このうち建物火災が12件で最も多く、3名の方が亡くなられ、6名が負傷しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで一部実施を見合わせておりました防災訓練につきましては、環境が整い次第再開することとし、引き続き、地域防災力の向上に努めて参ります。

消防機動力の整備につきましては、計画的に資機材の充実を図るため、新年度、南部消防署に配備しております高規格救急車を更新するほか、感染症に備えた業務継続を図るため、消防本部の施設の一部改修を行うこととし、実施設計に係る所要額を新年度予算に計上いたしました。

救急出動件数は2, 973件で、前年より9件の増となっておりますが、コロナ禍前と比較しますと500件ほど減少しており、これは昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛に伴い、けがや交通事故が減少したことに加え、感染予防に伴う病気の発生そのものの減少等によるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、搬送時における職員の感染防止対策を徹底しつつ、迅速、確実な救急活動を実施するとともに、ドクターヘリ、ドクターカーの効果的な活用と医療機関との連携のもと、引き続き圏域住民や来訪者の安全確保に努めて参ります。

次に、介護老人保健施設、虹の家について申し上げます。

昨年4月から12月までの施設入所者は、新型コロナウイルスへの感染予防などを背景として、サービスの利用が控えられたことなどから、昨年同期に比べ、1, 030名減少し、延べ8, 443名となりました。

これを受け、入所者の確保に取り組みました結果、短期入所利用者につきましては、昨年同期を1, 124名上回る、3, 089名の方にご利用いただき、また、通所利用者は、昨年同期より41名多い3, 983名となり、1日平均21. 8人の利用となりました。

本年度の大規模改修事業では、防火シャッターと照明設備の改修、及び特殊浴槽の更新を実施し、いずれも9月末に完了いたしました。

当圏域内では、近年整備が進んだ特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅の入所を希望する方の待機期間が徐々に短縮しており、それらの施設への入所までの待機場所として、介護老人保健施設を利用していた方も減少傾向にあり、虹の家の収益も減少しております。

そこで、虹の家の今後の方向性を検討するため、利用者やケアマネージャー等にアンケート

ト調査を行うとともに、早急に、検討委員会を立ち上げ、検討協議を行うことといたしました。

なお、エレベーターの改修等、大規模な修繕を伴う事業の実施につきましては、方向性が定まった時点で改めて検討することといたします。

施設内におけるコロナウイルス感染対策につきましては、職員、入所者ともに、3回目のワクチン接種を終了し、また、特に必要がある場合を除き、当面、訪問者の面会制限を継続するとともに、入所者の外出につきましても、受診やデイサービスの利用などに限定するなど、感染防止対策を徹底いたします。

今後もいっそう、収益の確保と経費の削減に努めるとともに、引き続き、老人保健施設の役割であります介護とリハビリテーション機能の充実を図り、利用者の皆様に安心してご利用いただけるよう、環境の維持向上と円滑な運営に努めて参ります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年未より、全国的に第6波が到来し、県内でも過去最大となる新規感染者数が確認されるなど、感染の拡大が続いております。

北アルプス広域管内では、介護サービス事業所内で感染が確認される事例も発生しましたが、利用者へのサービス提供が滞ることのないよう、感染対策を徹底し、管内他の事業所とも相互に協力し、業務が継続されております。

広域連合では、利用者に必要な介護サービスの提供を継続するため、介護現場での感染対策について研修会を開催するなどして、事業者等に対し、必要な支援に努めております。

本年度よりスタートした第8期介護保険事業計画は、間もなく1年を経過しようとしております。

これまで増加が続いておりました被保険者数も、昨年9月をピークに減少に転じており、先月末時点の、当圏域の65歳以上の被保険者数は、2万1,067人となり、そのうち、介護サービスの主な利用者であります要介護、要支援認定者数は3,401人であります。

これを介護保険事業計画の見込み数値と比較しますと、約0.3パーセントの差で、ほぼ見込みに沿った推移となっております。

このように、認定者数が減少傾向となっております要因は、構成市町村や地域包括支援センターにおいて、介護予防、重度化防止を図る取り組みが積極的に進められていることによるものと考えられ、これは介護予防日常生活支援総合事業が開始された平成29年度以降の傾向となっております。

また、介護サービス給付費の動向につきましても、概ね見込み通りの推移をたどっており、新型コロナ感染症の影響等も含め、サービス給付における動向について、今後も分析、検討に努めて参ります。

第8期介護保険事業計画に位置付けましたサービス基盤の整備につきましては、昨年、2つの施設サービス分野について、運営事業者を公募したところ、認知症対応型生活介護では、2者に応募いただき、審査を行い、事業者を決定いたしました。

今後は、令和5年度の開所に向け、関係機関との調整を図り、整備に向けた所要の準備を計画的に進めて参ります。

また、小規模多機能型居宅介護につきましては、昨年実施した公募において、応募者がなかったことから、昨年12月から今末日までを期間として、再募集を行っております。

引き続き、第8期事業計画の着実な推進により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりに努めて参ります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターは、近年徐々に受診者が減少し、特にコロナ禍のここ約2年間は休診を余儀なくされ、一方で、診療を担う医師の高齢化や減少も進んでおり、今後のあり方について、急病センター運営協議会で検討を行うとともに、大北医師会をはじめ関係機関等と協議を進めて参りました。

課題となっておりました、急病センター廃止後の一次救急体制の確保や支援につきましては、今月24日に開催されます大北医療圏地域医療構想調整会議におきまして、委員長を務めております大北医師会会長をはじめ、圏域内の2病院の院長、歯科医師会長、薬剤師会長、市町村長並びに広域連合議会議長などの出席のもとでご協議いただく運びとなり、方向性が固まりましたことから、本年度末をもちまして、平日夜間小児科・内科急病センターを廃止することとなりました。

これに伴い、本定例会に関係の条例を上程しております。

平成18年4月、夜間等の時間外において、軽症の患者が病院の救急外来を受診することにより、病院が本来担当する主として入院を伴う二次救急医療に支障が生ずる状況を改善するために開所し、受診者数は、初年度には957人を数え、1日当たり3.3人を記録し、その後もインフルエンザなどの流行時には多くの小児患者を受け入れるなど、大きな役割を果たして参りました。

しかしその後、徐々に減少傾向に転じ、令和元年度の受診者数は354人。

1日1.2人となるなど、近年は大変厳しい状況にありました。

このような中、開所以来16年間の長きにわたり急病センターの運営に心血を注ぎ、ご尽力いただきました、大北医師会の医師の先生方をはじめ、多くの関係の皆様にご改めて深く感謝申し上げます。

なお、急病センター廃止後につきましては、地域住民の皆様には、圏域内の医療機関での受診のほか、県が開設しております小児救急電話相談をご利用いただきますよう、圏域市町村の広報等により、周知の徹底に努めて参ります。

ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、介護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、今月1日現在、定員の50人に対し、47人の方に、また、ひだまりの家におきましても、定員の9人が入所しております。

鹿島荘におきましては、先月1ヶ月の間に5人の利用者の方がお亡くなりになりました。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

今月1日には、2人の方が新たに措置入所され、今後も引き続き、関係市町村と密接に連携を図り、入所者の円滑な受け入れに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染対策につきましては、第6波の感染流行に的確に対処するため、関係機関と連携し、両施設とも入院中の方を除き、3回目のワクチン接種を終了しております。

また、特に必要がある場合を除き、当面、訪問者の面会制限を継続するとともに、入所者の外出につきましても、通院やデイサービスの利用などに限定し、感染防止対策を一層徹底いたします。

入所者やご家族の皆様にはご不便をかけたおかけいたしますが、安心して安全に日常生活を営むことができますよう、努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況と、新年度における取り組みについて申し上げます。

今後も引き続き、年度最終盤に向け、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んで参りますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件3件、予算案件10件の合計13件でございます。

それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」を行います。

はじめに、議案第1号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第1号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

改正理由でございますが、虹の家の利用者の皆様にご負担をいただいております居住費と食費につきましては、平成17年に改定以降、これまで見直しを行ってきておりませんでした。

この間、消費税の税率は5パーセントから8パーセントを経て、現在の10パーセントになっておりますことから、このたび、消費税の税率改正相当分につきまして、料金改定を行うものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

居住費につきましては、個室1日当たりの利用料の額を、1,668円から1,740円に、多床室1日当たりの利用料を、377円から390円に改正し、入所者の食費を1日1,600円から1,670円に、また、短期入所利用者の食費につきまして、朝食400円を410円に、昼食及び夕食600円を630円に、通所利用者の食費を1食当たり600円から630円に改正するものでございます。

施行日は令和4年4月1日といたします。

なお、改定料金につきましては、当圏域内の他の老人保健施設の利用料との均衡を図っておりますが、ご利用者の皆様への周知につきましては、ご議決をいただいた後、丁寧な説明を行い、ご理解をいただくよう努めて参ります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 旧料金と新料金の、比率ですね。消費税を考慮して、値上げしたという説明がありましたけど、これ率はどのぐらいになるのでしょうか。

これは消費税については何パーセントを対象に加味されて、この新料金だったのか。

それぞれ個別の単価の率と、消費税の加味した要件について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 説明を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

先ほどの提案説明にもございましたが、5パーセントから10パーセント、消費税分5パーセント分について、値上げの改定をお願いしたいという内容で計算し、今回上程申し上げております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） それぞれ料金の率をですね、個別に、何パーセント上がったのか説明くださいという説明に答えておりません。

これ改めて答えていただきたい。率を見ますとですね、短期入所なんかも比較してみても1.025とか1.05とか、5パーセントの消費税が加味されたという、数字には見えないんですけども、この料金それぞれについて、改めて説明をいただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） お尋ねにお答えします。

この料金でございますが、算定のもとでございますが、1,600円、消費税5パーセントで1,600円、その消費税抜きの価格を求めて、そこに10パーセントの消費税を加えた金額ということですので計算してございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） それぞれの項目がその計算式で、この結果になっているということでしょうか。

それともう1点はですね年間の利用者の負担額ってのは総額で幾らになるのか。

それから、この表現はこの単価というのは、内税という見方でよろしいのかどうか。

この点も説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

増額する金額でございますが、おおよそ100万円程度増額になるものと、考えております。

それから年間1人当たりの負担増でございますが、契約入所者につきましては、70円、基本、3ヶ月が入所期間となりますので、3ヶ月間で6,300円負担増になるかと思われれます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありますか。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 私からも補足をさせていただきたいと思っております。

短期入所者の関係ところの食費でございますけれども、先ほど申し上げましたように消費税相当分ということで、旧料金を5パーセントで割って、それに1.1、10パーセントをかけるという計算式で一応出しております。

ただですね、この食費の1日当たりの料金につきましては、1,670円ということで改訂しておりますので、この朝食、昼食夕食の合計がですねこの1日当たりの料金に合うよう

多少端数調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 先ほどお尋ねの件で1点漏れてございました。

消費税の関係でございますが、内税でございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） すいません今ちょっと聞き漏らしたのかわからないんですが、この増額によって、1人当たりの負担額は、どのくらい増えるのかということと、全体的にどのぐらいの、プラスになるのかってもう1回ちょっと、教えてください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねでございますが、1人当たり老健の入所期間というのは、90日が上限でございますので、入所している間の負担増につきましては、料金については6,300円。

それでこれ、どのくらい増額になるかということでございますが、およそ100万円程度と、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に議案第2号「北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第2号「北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

改正内容は、広域連合の基金に鹿島荘事業基金を新設するものでございます。

基金を新設する理由でございますが、鹿島荘の入所者が昨年5月にお亡くなりになりましたが、その方が生前、遺言を残されており、その内容は、遺言者の有する一切の財産を、養護老人ホーム鹿島荘へ寄付するというものでございました。

寄付金額は預貯金を合わせ、400万円弱という多額でございましたことから、鹿島荘及び広域連合事務局で、寄付金の使途について検討しましたところ、当面施設整備や物品等の購入予定がないため、基金を創設して、積み立てておくことが最善であると判断したため、今回基金条例の一部を改正するものでございます。

条例の内容といたしましては、別表中、介護保険給付準備基金の下に、鹿島荘事業基金を

追加いたします。

名称は、鹿島荘事業基金、目的は、鹿島荘事業の健全な運営に資するため。処分については、事業費等に要する費用に不足を生じた場合に取り崩すことができるとするものでございます。

なお、条例中に用いる文言等につきましては、既に設置しております、ひだまりの家事業基金に準じて規定をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は福祉常任委員会に付託をいたします。

次に議案第3号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第3号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターは、平成18年の開所以来、北アルプス圏域の一次救急の一翼を担って参りましたが、年々受診者が減少し、診療を担う開業医の高齢化や減少が進むとともに、コロナ禍の中、現施設では十分な医療体制を確保できないなど、多くの課題がございました。

急病センターの今後のあり方については、運営協議会で検討を行うとともに、大北医師会をはじめ、市立大町総合病院、北アルプス医療センターあづみ病院、大町保健福祉事務所等との協議を行って参りましたところ、急病センターの廃止後、当分の間の一次救急患者の受け入れについては、両病院から理解が得られ、また、今後の一次救急体制の確保や支援につきましては、大北医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、市町村長、広域連合議会議長などで構成されます大北医療圏地域医療構想調整会議で協議されることとなりましたことなどから、本年3月末で、平日夜間小児科・内科急病センターを廃止するため、本条例の廃止と関係条例の整備を行うものでございます。

附則による改正内容につきましては、関係条例の改正を含んでおりますので、議案説明資料、新旧対照表の5ページ、6ページ、7ページをあわせてご覧ください。

附則の第1項は、条例の施行期日を令和4年4月1日とし、附則の第2項では、北アルプス広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例に規定されている北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター医師と、その報酬を削除するものでございます。

附則の第3項では、北アルプス広域連合特別会計設置条例に規定されている平日夜間救急医療事業特別会計、平日夜間救急医療事業を削除し、附則第4項では、令和3年度の歳入歳出及び決算について、経過措置を定めるものでございます。

附則第5項では、北アルプス広域連合執行機関の附属機関設置等に関する条例に規定されております、北アルプス平日夜間小児科内科急病センター運営協議会等を削除するものでご

ざいます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 運用につきましてはかなり早い段階で、議員の立場からも検討を要望した経過がありますが、今日まで結構年月が経っています。こういうふうに通りが経過した、理由ですね。どんな経過でこういうふうに通ってしまうのか、その点について説明いただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井澤公一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでいろいろな経過がありまして、検討を行ってまいりましたが、なかなか協議がまとまらず、延びてきたという経過であります。

今回、いろいろな関係機関と協議が整いましたので、平日夜間急病センターを廃止するということになりました。

説明は以上であります。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は総務常任委員会に付託をいたします。

次に議案第4「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第4号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、599万9,000円を減額し、総額を21億7,782万3,000円とするものでございます。

4ページ、5ページの第2表、地方債補正をご覧ください。

こちらは、地方債の変更といたしまして、消防車両更新に係る起債限度額を、車両価格及び起債対象額の確定に伴い減額するものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款3国庫支出金、項1目1、循環型社会形成推進交付金、491万1,000円の増が、補助金交付額の確定によるものでございます。

項2目1、低所得者保険料軽減負担金131万9,000円の減は、国庫負担金で、低所得者に対する介護保険料軽減負担金の交付決定に伴うものでございます。

目2、緊急消防援助隊活動費負担金216万7,000円の増は、令和3年7月に発生し

た静岡県熱海市土石流災害への災害援助活動に対する国からの負担金でございます。

款4、県支出金項1目1の66万円の減につきましては、国庫負担金と同じく、低所得者に対する介護保険料軽減に係る県負担分の交付決定によるものでございます。

款8項1目1、雑入190万2,000円の増は、消防費雑入によるもの。

款9項1目2、消防債1,300万円の減は、起債対象事業費の確定に伴い、消防はしご車更新に係る消防・防災施設整備事業債を減額するものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款3項1目3、低所得者保険料軽減事業費263万8,000円の減は、本年度分の実績見込みに伴うものであり、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

款4項1目2、ごみ処理広域化推進費346万6,000円の増は、広域連合への本年度派遣職員の交代によるものでございます。

款5項1目1、常備消防費379万5,000円の減は、節17、備品購入費で、消防車両更新に係る入札差金等によるものでございます。

款8、予備費303万2,000円の減は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、各常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第5号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第5号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、2,057万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,945万4,000円とするものでございます。

大幅な減額補正となりました理由につきましては、虹の家の契約入所利用者が、12月末時点で、昨年同時期と比較いたしますと、1,080人少ない8,443人となりましたことから、介護給付費に係る収入額を減額したことなどによるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、入所療養介護収入につきましては、先ほどご説明申し上げました理由により、2,619万円を減額するものでございます。

款1項2目1、短期入所療養介護収入につきましては、契約入所者が減少したことに伴い、短期入所者の確保に努めました結果、昨年度同時期より1,124人多い、3,089人の方にご利用いただきましたことから、894万2,000円を増額するものでございます。

項2目2、通所リハビリテーション費収入では、重度利用者の利用回数が当初見込みを下

回ったことから、1, 185万円を減額するものでございます。

項3目1施設利用料収入につきましては、サービス利用に係る個人負担金について、2割・3割を負担する方の利用が多かったことなどから、543万5,000円を増額するものでございます。

項4目1、特定入所者介護サービス費収入につきましても、契約入所者が減少したことから、395万円を減額するものでございます。

款4項1目1、財産収入は、虹の家事業基金の利子収入を減額補正するもの、款6項1目1、繰入金は、虹の家利用者が減少したことに伴う収益の減少分を補填するため、基金繰入金を増額するもの、款7項1目1、県補助金は、コロナウイルス感染症予防に係る経費について、県より交付される補助金を計上するものでございます。

続きまして10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1の節2、給料から節4、共済費までは、職員1名の育児休暇取得に伴い、給与費を減額するものでございます。

節10、需用費は、燃料単価の上昇に伴い、灯油等の燃料費を増額するもの、光熱水費につきましては、今年度実施した大規模改修工事のうち、照明設備のLED化などによりまして、電気料の節減が図られたことから減額するもの。賄材料費と医薬材料費につきましては、利用者の減に伴い、材料費等を減額するものでございます。

節12、委託料につきましては、虹の家の大規模改修に関わる委託料の入札差金と給食業務に係る委託料を減額するものでございます。

節14、工事請負費、節17、備品購入費につきましては、施設大規模改修に係る入札差金を減額するもの、節24、積立金は、虹の家事業基金への積立金を減額するものでございます。

12ページ、13ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整でございます。

また、14ページ、15ページは給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 8ページ、9ページのところで質問します。

最初に3点質問しますのでお願いします。

1点目はですね、療養介護費収入が総額で2,761万3,000円減額していますが、この理由について説明ください。

2点目ですけれども、この療養費収入の減額ってのは、予算の約10パーセントに相当します。

特にその約95パーセントが、入所療養費収入が大きく減ったことが原因ということですが、具体的にこの減少を食い止める対策というのをどのように取ってきたかを説明ください。

3点目ですけど、入所に関してですね、4月から12月まで1日当たり平均入所者数ってのは当年度何人になってるのか説明ください。

以上3点です。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

介護療養給付費の減額の理由でございますが、本年度の契約入所利用者につきましては、4月から6月までは、昨年の利用人数とほぼ同数の3,476名の方からご利用いただきましたが、7月から11月までの利用者が、昨年と比較いたしますと、1,000名余減少いたしましたことから、短期入所者の確保に努めた結果、短期入所者につきましては昨年度より1,124名多い、3,089名の方からご利用いただきました。

利用者が大きく減少いたしました理由としては、令和3年度に行いました、虹の家の防火シャッターの改修と照明設備の改修工事が行われていた期間であったことなどの理由により、利用者の利用が控えられたことも一つの要因であると考えております。

また、当圏域内の介護老人保健施設の利用定員は合わせて295名となっておりますが、12月末時点の、当圏域内の老健施設の圏域内にお住まいの方の老健施設の利用者は、223名で、72名ほど余裕がある状態でございます。

この原因といたしまして、介護老人保健施設は、介護が必要になった方々にリハビリサービスを提供し、住みなれた地域で安心して生活していただくための支援を行う施設であるとともに、今までは特別養護老人ホームへの入所までの待機施設として利用されて参りましたが、当圏域内において、特別養護老人ホームや、介護サービス付高齢者住宅の整備が進んだことで、入所までの待機期間が短くなってきたことから、老健施設の利用が減少したことも大きな要因と考えております。

今後は、当圏域内の利用者の確保とあわせて、他の圏域にお住まいの皆様からご利用いただくため、他圏域の近隣市町村の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ情報提供を積極的に行い、利用者の確保に努めて参りたいと考えております。

なお契約入所における、4月から12月までの1日当たりの利用人数は30.7人。短期入所の利用者は1日当たり11.2人となっており、合わせますと、1日当たり41.92の、利用となっております。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3点について質問したいと思っておりますけれども、歳出の基金を充当した工事請負費と、備品購入費等の減額、1,012万6,000円相当、結果的にはこれは基金を経常費に充当して、基金を経常費2,700万充当していることとなります。

この結果ですね基金残高は幾らになるのか。

それから、先延ばししている今後の大規模改修がこの基金に与える影響というのはどうなるのか、説明ください。

先送り、中止したものが、どんな内容になるのか、改めて説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

最初に、基金の今年度末の残高でございますが、4,500万円程度を見込んでおります。

老朽化が進んでいることから、虹の家の大規模改修は必要であると考えておりますが、まずは虹の家の収支について、基金を取り崩さず、介護収入のみで運営していくことが必要であると考えておりますことから、エレベーター改修につきましては先送りをする事といたしました。

現在、利用者の皆様や市町村の地域包括支援センター、圏域内の居宅介護支援事業所等に対しまして、虹の家の利用に関するご意見を伺うために、意向調査の準備を進めているところでございます。

この調査実施とあわせて、虹の家の今後のあり方を検討する検討委員会を立ち上げ、早期に開催することを考えております。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですかね。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） エレベーター等の大規模改修、かつてはそれ予定に入ったものも取り消してると。

先送りしたということなんですけども、これどのような指摘を受けて、延期しているのか、1点説明ください。

それから、これは先送りしたものの具体策ってのはいつからどのように実施する予定なのか改めて説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えします。

虹の家のエレベーター改修工事につきましては、虹の家の今後の方向性が定まるまで先送りすることを、市町村の担当部課長、副市町村長の皆様、正副連合長の皆様に説明しご了承をいただいておりますとともに、虹の家の今後について早急に検討を進めるよう、指示を受けております。

また、圏域外市町村の包括支援センター、居宅介護支援事業所等への情報提供につきましては、4月以降で訪問を主として実施したいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 私からも1点補足させていただきたいと思っております。

どのような指示を出し、出されたか、指摘を受けたかということについてお答えを申し上げます。

今回ですね、令和4年度の新年度予算を立てるに当たりまして、令和3年度の虹の家の経営状況、それから基金の残高等を考慮する中で、当初実施計画としまして令和3年度4年度の2ヵ年事業で、虹の家の大規模改修事業を行うという計画をされておりましたことから、今回その令和4年度でこの大規模改修事業を実施した場合に、令和4年度末で、ほぼ基金の額が底をついてくるということが想定されましたことから、あえてこの令和4年度に大規模改修事業を行うのではなくて、それよりも先にその虹の家の経営状況、方針、これからの経営形態ですとか、そういったものをしっかりと詰めることが先ではないかということの中で、そのように、局内の査定の中で、まずは方針を出させていただいて、それで担当課長それから副市町村長会議、連合長会議等を通じまして、内容をお示しし、ご協議をいただき、このような形になったということでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑ありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

ここで会議の途中でありますが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第6号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金等の交付決定による歳入の補正、令和3年度介護給付費等の実績見込みによる補正が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,302万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億9,418万2,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4項1、国庫負担金、款5、支払基金交付金、款6県支出金につきましては、介護保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みに基づく補正でございます。

款4項2目6、介護保険事業費補助金でございますが、令和3年度介護報酬改定に伴うシステム改修に対する国庫補助159万8,000円を追加するものでございます。

款4項2目6、保険者努力支援交付金及び同項の目7、保険者機能強化推進交付金につきましては、介護予防や重度化防止に係る保険者の取り組みに係る補助金であり、令和3年度の交付決定により、それぞれ減額するものでございます。

款4項2目8、介護保険災害臨時特例補助金は、管内で1名が対象となっております東日本大震災に係る保険料減免措置に対する補助金について、増額補正をするものでございます。

款8項1目1、低所得者保険料軽減繰入金は、公費による保険料軽減負担分を一般会計から繰り入れるもので、国庫負担分等の令和3年度の交付決定による交付決定により、減額するものでございます。

続きまして10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、一般管理費は、国庫補助金の交付決定により財源内訳を変更するものでございます。

款2、保険給付費は、1,152万7,000円の減額を行うものでございます。

主なものとしたしましては、項1目1、居宅介護サービス給付費2,008万円の減、また項1目3、地域密着型サービス給付費1,359万2,000円の増であり、いずれも給付実績見込みによるものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

款3、基金積立金につきましては、給付実績見込み等により、余剰となる見込みの保険料につきまして、積み立てをするものでございます。

款4、地域支援事業費は事業実績見込みにより、562万2,000円の減額を行うものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

款5項1目1、第1号被保険者保険料還付金につきましては、実績見込みにより、13万3,000円を増額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第7号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第7号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、平日夜間小児科・内科急病センターの廃止に伴う予算計上が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4項1目1、雑入4,000円の増は、労働保険料の過年度精算によるものでございます。

款6項1目1、物品売り払い収入、8万5,000円の増は、薬品、備品類の用品の売り払いによるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1、施設管理費中、目1、診療管理費では18万9,000円の増額となっております。

主なものは、節10、需用費の18万3,000円は、急病センターの原状回復のための修繕料と、節11、役務費の廃棄物処理のための手数料10万8,000円でございます。

また、款2項1目1の予備費は10万円全額を減額してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は総務常任委員会に付託をいたします。

次に議案第8号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長(戸谷靖君)登壇〕

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました、議案第8号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、399万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,033万1,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款6項1目1鹿島荘寄付金では、元入所者の遺言による寄付がありましたことから、399万4,000円を増額するものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1、養護老人ホーム事業費の目1、管理費では、節24の積立金において、寄付金を基金に積み立てるため、399万6,000円を増額するものでございます。

目2、生活事業費の節10需要費の賄材料費は、11月定例会における全員協議会でご説明しました通り、鹿島荘における給食の調理方式を直営から調理済み食材の購入へ変更したことに伴い、賄材料費として不足する120万円を増額するものでございます。

款3、予備費は歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番(大和幸久君) 賄材料費の件ですけれども、調理済みの食材に切り換えたということで、増額になってるんですけれども、調理済みを購入することがかえて予算の節減、減額になるのではないかと予測したんですが、増額になった理由というのはどんなことなんでしょうか。

○議長(二條孝夫君) 答弁を。

鹿島荘所長。

○鹿島荘所長(西澤美千夫君) ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

全員協議会におきましては賄材料費につきまして調理済み食材を購入することによってその食材費及び人件費、オール込みで少し増額、同等の減額になるということで、ご説明をして参りました。

人件費につきましてはすでに11月補正で給料、職員手当、それから共済費などにつきまして約850万円は減額をさせていただいております。

この中に賄材料費もその時に一緒にかかるものですから、一緒に補正すればよかったんですけれども、この部分につきましてはまだ予算に余裕がありまして、どのくらい補正すればいいのか、ちょっとはっきりしたことが何とも言えませんでしたので、ぎりぎりになってしまいましたけれども、この段になって大体見通しがついてきましたので、120万円ほど足りな

くなるので、今回、増額をお願いしたいということで、ご理解をいただきたいと思います。
以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,022万3,000円とするものでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

最下段でございますが、令和4年度は前年度と比較して、2億4,386万3,000円、11.1パーセントの減となっております。

大きく減少しました理由は、旧白馬山麓清掃センターの解体撤去工事が終了したことに伴う減でございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金16億9,633万円は、広域連合の経常費、廃棄物処理費、常備消防費などが主なものでございます。

目2、他団体負担金141万円は、北アルプス市町村会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に係わる負担金でございます。

款2、使用料及び手数料では、項2目2、衛生手数料7,600万円が主なものであり、収入証紙販売代金及びごみ焼却手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1目1、循環型社会形成推進交付金3,699万6,000円は、白馬リサイクルプラザ建設工事等に係る補助金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

項2目1、低所得者保険料軽減負担金3,852万3,000円、また、款4県支出金、項1目1、低所得者保険料軽減負担金1,926万1,000円は、介護保険料の所得階層における第1段階から第3段階までの低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として、総額7,704万8,000円を見込み、国がその2分の1を、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

款6、繰入金、項2目1、ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金2,453万4,000円は、市町村負担金の平準化のために繰り入れるものであり、ごみ処理広域化推進費のうち、本年度の白馬村負担分に充てるものでございます。

なお、この繰入金は、令和5年度以降、白馬村の負担により分割して、ふるさと市町村圏事

業特別会計へ繰り戻すものでございます。

款7、繰越金1、750万円は、前年度からの繰越金でございます。

款8項1目1、雑入は、節4衛生費雑入、資源物売り払い収入等の307万1,000円が主なものでございます。

款9、連合債、項1目2節1、緊急防災・減災事業債では、消防各所において、仮眠室個室化等実施設計に充てるもの。

節2、消防・防災設備整備事業債は、高規格救急自動車の更新に充てるものでございます。

14、15ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、議会費、61万7,000円は、定例会4回の開催に伴う経費でございます。

款2、総務費、項1目1、一般管理費8,193万2,000円は、節1報酬では監査委員、選挙管理委員等の委員報酬と、会計年度任用職員2名分、節2給料では、職員5名分。節3職員手当等では、職員と会計年度任用職員等の手当など。節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金4名分が主なものでございます。

16、17ページをご覧ください。

目2、財産管理費433万2,000円が北アルプス市町村会館の管理運営に必要な光熱水費及び清掃委託料などでございます。

目3、情報化推進費9,210万4,000円は、情報関連のそれぞれのシステムを市町村と広域連合が共同利用するために必要な経費で、保守及びリース料が主なものでございます。

目4企画費19万5,000円は、北アルプス連携自立圏事業のうち、広域連合が実施主体となって、実施主体となる地域づくりに関わる、視察研修費等に関わる経費でございます。

18、19ページをご覧ください。

款3民生費、項1目2、障害支援区分認定審査会費117万5,000円は、審査会運営に関わる経費で、節1報酬審査会委員5名分の人件費が主なものでございます。

目3、低所得者保険料軽減事業費7,704万8,000円は、介護保険事業における低所得者の保険料軽減分に対する公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

目4、福祉施設等建設事業費346万2,000円は、第8期介護保険事業計画に基づく基盤整備を進めるため、管内の認知症対応型共同生活介護施設の整備に対して補助を行うものでございます。

款4、衛生費、項1目1、葬祭場費2,394万4,000円では、節12、委託料は葬祭場指定管理料、節14工事請負費では、劣化しております計装機器及び火葬炉内耐火物の部分修繕工事を行うものでございます。

目2、ごみ処理広域化推進費1億4,604万円は、節1、報酬から節4、共済費は、職員1名、会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

20、21ページをご覧ください。

節12、委託料は、白馬リサイクルプラザ建設工事施工管理業務、大町市環境プラント解体撤去工事等調査業務、大町リサイクルパークストックヤード基本設計業務などによるもの、節14工事請負費は、白馬リサイクルプラザ建設工事に関わるもの、節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金1名分が主なものでございます。

目3廃棄物処理費4億2,099万9,000円は、廃棄物の処理に要する費用で、節1、報酬から節4、共済費は、職員3名、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10 需用費は、焼却設備プラントに係る消耗品、薬品代及び燃料費のほか、光熱費が主なものでございます。

節11、役務費は、証紙売りさばき手数料など、節12、委託料は、施設の維持管理業務、可燃ごみ受入運搬業務などによるもの、節13、使用料及び賃借料は、施設用地等の賃借料が主なものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

目4、リサイクル推進費6,853万1,000円は、資源物のリサイクルに要する費用で、節1、報酬から節4、共済費は、会計年度任用職員9名分の人件費でございます。

節10、需用費は、資源物回収容器などの消耗品、光熱水費などの施設の運営経費、節12、委託料は、資源物等受入業務などが主なものでございます。

項2目1、保健衛生費3,740万2,000円は、節12、委託料では、在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するものでございます。

節18、負担金補助及び交付金の病院群輪番制病院運営費補助金は、夜間、土曜日、休日の2次救急医療の診療業務を、安曇あづみ病院と大町総合病院へお願いするものでございます。

款5項1目1、常備消防費8億4,027万3,000円では、節1、報酬から節4、共済費は、職員93名、再任用職員1名及び会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

24、25ページをご覧ください。

節10、需用費、消耗品費は、新規採用職員4名分の貸与品と職員89名分の被服貸与品、救急・救助関係消耗品、車両関係及び事務用消耗品等でございます。

節12、委託料は、高機能通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備の保守点検、職員健康診断等の委託料でございます。

節17、備品購入費は、高規格救急自動車の更新等によるもの、節18負担金補助及び交付金は、県消防学校入校負担金等でございます。

款6項1目1、土木事業費2,918万9,000円では、節1、報酬から節4、共済費は、職員3名、会計年度任用職員2名分の人件費が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款7項1目1、他会計繰出金は、令和3年度に市町村負担金平準化のために繰り入れたふるさと市町村圏基金を分割により償還するものでございます。

款8、公債費は、消防施設整備事業等により借り入れた起債の元利償還に充てるものでございます。

款9、予備費は、1,750万円が、前年度と同額でございます。

28ページから33ページまでは、給与費明細書、34ページは市町村負担金の一覧表。

36、37ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

以上主なものについてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、各常任委員会に付託をいたします。

次に議案第10号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」

を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第10号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,395万1,000円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書の最下段をご覧ください。

令和4年度予算は前年度と比較し、2,835万4,000円の減となっております。

減額となりました要因は、市町村負担金の平準化を図るために要する基金繰入金の減によるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、利子及び配当金43万7,000円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。

款2項1目1、ふるさと市町村圏基金繰入金2,453万4,000円は、市町村負担金の平準化を図るため、基金の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

款3、繰越金351万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費3,194万8,000円は、節18、負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村圏事業補助金として、関係市町村の地域振興イベント実行委員会等への活動補助を行うものでございます。

節24、積立金540万7,000円は、令和3年度にごみ処理広域化推進費に係る市町村負担金の平準化を図るために、一般会計繰り出した基金を分割により積み戻すものでございます。

節27、繰出金2,453万4,000円は、一般会計の繰出金で、令和3年度に引き続き、ごみ処理広域化推進に係る市町村負担金の平準化を図るために繰り出すものでございます。

なお、この繰出金につきましては、令和5年度以降、一般会計より分割して繰り入れを行い、基金へ積み戻すこととしております。

款2予備費は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は総務常任委員会に付託をいたします。

ここで、会議の途中でありますけれども、昼食のため、1時丁度まで、休憩といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に、議案第11号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第11号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,781万5,000円とするものでございます。

前年と比較、前年度と比較いたしますと、5,208万5,000円。

率にして16.3パーセントの減となっております。

減額となりました理由でございますが、虹の家の大規模改修事業の一部終了に伴い、工事請負費と備品購入費を大きく減額したことによるものでございます。

虹の家は、介護が必要となった方々にリハビリテーションサービス等を提供し、住み慣れた地域で生活していただくための支援を行う施設として、事業展開を図って参りましたが、これまで特別養護老人ホームへ入所するまでの待機施設として利用されるケースが多く、近年は大北管内の特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅の整備が進んだことなどから、待機期間の利用が減少するなど、従前の収益を確保することが難しい状況が続いております。

虹の家の今後の在り方につきましては、早急に方向性を出すことが重要となっておりますことから、令和4年度において、経営形態などを含めた抜本的な検討を進めることとしております。

それでは8ページ、9ページの歳入予算をご覧ください。

款1項1目1、入所療養介護費収入につきましては、昨年度予算と比較して、利用人数で560名少なく見込んだことで、899万8,000円減の1億2,419万2,000円を計上してございます。

項2、居宅介護費収入につきましては、短期入所療養介護費収入につきましては、年間利用者を昨年と同じ2,750名を見込み、2,623万8,000円を計上いたしました。

項3、施設利用料につきましては、サービス利用者の個人負担金として5,373万円を計上しております。

項4の所得の低い方の食費と居住費の負担を軽減する制度であります特定入所者介護サービス費収入につきましては、620万円を計上しております。

款2、繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金でございます。

款3、諸収入につきましては、主治医意見書作成手数料等を計上しております。

款4、財産収入につきましては、虹の家基金積立金の利子収入を計上してございます。

10ページの繰入金につきましては、令和2年度は大規模改修事業見送っておりますことから、基金からの繰入金は行いたため皆減となっております。

12、13ページの歳出予算をご覧ください。

款1項1目1節2の給料から節4の共済費までは、虹の家職員11名分の給与費でございます。

節7、報償費及び節8、旅費は、職員研修に係る講師の謝金と職員の出張旅費でございます。

節9、交際費は事業管理者の交際費でございます。

節10、需用費は、施設消耗品、光熱水費等、給食材料費等でございます。

なお、本年度は、燃料単価の高騰により燃料費が、昨年度と比較いたしますと、140万ほどの増額予算となっております。

節11、役務費は、施設の通信運搬費や寝具等のクリーニング代でございます。

節12、委託料は、施設運営と給食業務に係る大町病院への委託料のほか、施設の清掃業務や設備の点検業務等に係る委託料でございます。

なお、委託料につきましては、エレベーターの改修工事を見送ったことなどの理由により、昨年度と比較いたしますと、970万円ほどの減となっております。

節13、使用料及び賃借料は、寝具のリース料等でございます。

節14、工事請負費につきましては、エレベーターの改修工事を見送ったことから、皆減となっております。

節17、備品購入費につきましては、令和3年度において、特殊浴槽の更新が終了したことから、昨年度と比較いたしますと、973万8,000円の減となっております。

節18、負担金補助及び交付金は、各種団体等への負担金を計上しております。

14ページ、15ページをお開きください。

節26、公課費は、公用車の車検に伴う重量税でございます。

款2、予備費は、歳入歳出の調整でございます。

以上、主なものにつきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 8ページ、9ページの歳入の関係について伺います。

3点最初に質問したいんですが、その1点目はですね、療養介護費収入2億6,419万4,000円のうちですね、入所療養介護費収入に関しては、毎年減額している状況が続いています。

こういう中で、一番として、目標とする1日当たりの入所者数を何人と見てるのか、説明ください。

2番目としてはその達成見込みと、具体的な方策は何か、説明ください。

3番目については、虹の家の職員が一丸となって、ワンチームで取り組める状況にあるのかどうか、この点について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねに順次お答え申し上げます。

令和4年度予算におきましては、契約入所者1万4,200名、短期入所者2,700名、合計で1万6,900名を見込んでおり、1日平均にいたしますと46名となっております。

この46名の確保につきましては、先ほども申し上げました通り、圏域内の居宅介護支援事業所等はもとより、圏域外の市町村の関係事業所への訪問による情報提供等により、利用者の確保に努めて参りたいと考えております。

また、虹の家の職員に対しましては、昨年12月の職員会議に参加し、虹の家の現状を説明し、利用者確保と経費の節減につきまして、積極的に取り組んでいただくことをお願いしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3番目のワンチームで取り組める状況なのかどうか、説明しただけで、ワンチームで取り組める状況になっているのかどうか、改めて説明をいただきたいと思います。

これは答弁漏れですので、説明ください。

続いて2回目ですけども、エレベーターの改修については、今年度は見送っているんですけども、これあれですか、国交省の安全基準に基づいては改修しなきゃいけない状況になっているのではないかと、この点についてはどんな見解なのか、説明ください。

2点目ですけども、施設運營業務委託料、これ大町病院の業務委託ですかね。

これが減額していますけども、その原因について説明ください。

3点目はですね、このうち医師とか看護師、理学療法士、事務等のマンパワーの人数内訳は、昨年度令和3年度と比較して、どうなっているのか、説明ください。

以上3点です。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長

○介護福祉課長（麻田俊一君） 虹の家の職員がワンチームとして、取り組めるのかというお尋ねでございます。

この点につきましては、私も事あるごとに、定期的に、虹の家の訪問して、職員から意見を聞いたり、あと注意するなどして、一丸でやっていただくようなことで目をちゃんと見ているというような、そんなことで、不適切なところがあれば注意をして、みんなで一緒になってやっていただくことをお願いしている、そんな状況でございますのでご理解いただきたいと思えます。

それから、目標とする、1日当たりの入所者数と大規模改修の予定でございます。

先ほどもお答えいたしました通り、虹の家の大規模改修につきましては、令和4年度では実施せず、先送りしたいと考えております。

いずれ方向性が固まった段階で、早期に実施することを、考えております。

また、虹の家の職員の内訳でございますが、医師が1名、看護師10名、理学療法士3名、介護員20名、事務員2名となっております。

令和3年度と比較いたしますと、操業を行っていただいている介護員につきまして、フルタイムの会計年度職員を時間給の職員に切り替えるなどして、人件費の抑制に努めているところでございます。

エレベーターの基準でございますが、相沢事務長に今ちょっとお聞きしましたが、改善を求められておりますが、早急に改善をしろということは、求められていないということでございますので、方向性が定まった段階で、早急に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3回目の最後の質問ですけども、この時点ですね入所に関する具体策、について答弁では他の圏域等から利用者を獲得していくと、市町村に訪問して確保するというような説明がありました。

一方で現状では、基金残高が4,500万円しかなくなってきており、施設整備など投資的経費で基金を賄うとして聞いていたわけですが、これを実際には経常経費に充ててきてしまっているという状況になってきています。

その結果、予定したエレベーターの改修もできないという状況が現況であります。

このような状況の中では、悠長に構えているときではないのじゃないかと。

危機感を持って取り組まないといけないというふうに、私は見ているのですがいかがでしょうか。

虹の家の存続に関わる大きな問題ですので、即効性のある具体的な対策が必要です。

介護保険事業計画では、サービスを見込んでいる入所数を確保できないとするならば、思い切ってお金をかけずに知恵を絞るしかないということとなると思います。

具体的には、デイケアのサテライトサービスが不足している北部地区の空いてる施設等を改修してサービスを提供することによって、収入を増やしていくというようなことが、あまりお金をかけずにすぐできる方策というふうに考えているわけですが、このような検討をぜひやるべきだと私は思います。

最後の質問ですので、広域連合長の見解を伺っていきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家の今回の入所者の非常に大きな今年度における原因、利用者の減ということにつきましては、本当に、一つには、最初の開会挨拶で申し上げましたように、やはりコロナ禍の中で、いわゆるそのサービス事業所を避けるという傾向は、大町病院に付設するがゆえに、顕著な場合もございました。

また一方、これも開会挨拶で申し上げましたように、いわゆる例えば、特別養護老人ホーム等への入所待ちのための待機の場所として、この虹の家をご利用いただいていた、そうした方々が相当多くいたのに、徐々にそうした入所施設への待機の期間が短くなっている、或いは人数が少なくなって、こうした構造的な問題が前提になっております。

そうしたことから、私の方からも、早急に抜本的な改善策について検討をするような、そんな指示をしたところでございます。

その方向性としましては、これもすでに答弁にもありましたように、市町村や或いは様々な関係の事業所と連絡を密にすることによって、入退所の管理を適切に行っていく。

例えば退所する予定の方がいらっしゃれば、そのあとすぐ埋められるような、そうした情報の共有と、それから連絡をしっかりとした体制を整えていくと、いうことに尽きるわけですが、しかし、そうした構造的な問題に関しては、やはり抜本的な、様々なアイデアを凝らし、そして今議員からご提案がありましたように、サービスに欠けているところがあれば、そうしたところのサービスにも、踏み込んでいくというような、そんな方向性についても、その可能性について検討していただく、そのようなことを考えるところでございます。

とりわけやはりこうした入所者が徐々に減っていくということにつきましては、職員の皆さんが危機感を共有しながら、しっかり取り組んでいく。

そして、サービスの向上につなげていくということが何よりも大事ですので、これについてはしっかり、その方向性について、私も一緒に検討の経過、或いは検討の最中にも様々な報告を受けながら、一緒に考えて参りたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

お諮りいたしますこの辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に議案第12号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました議案第12号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,415万6,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、第1号被保険者保険料13億6,179万円は、65歳以上の方の保険料となり、節1、現年度分特別徴収は、年金の年額が18万円以上の年金受給者からの天引きにより納めていただく保険料で、節2、現年度分普通徴収は、年金の年額が18万円未満の方や年度途中で65歳に到達をされる方が対象となり、納付書や口座振替などによって納めていただく保険料となっております。

節3、滞納繰越分は、収納率を7.4パーセントと見込んでおります。

款2項1目1、市町村負担金10億2,007万3,000円は、前年比2.2パーセントの減となっております。

款4、国庫支出金、支払基金交付金以下、10ページ、11ページの款6、県支出金、項1目1、介護給付費負担金までは、保険給付及び地域支援事業にかかわる法定負担分が主な内容となっております。

款6項2目1、介護保険事業費補助金154万5,000円は、利用者負担軽減対策費に対する補助金、目2、地域支援事業交付金2,798万円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るもの、目3、地域支援事業交付金3,636万9,000円は、地域包括支援センターの運営及び任意事業に係る交付金を見込んでございます。

款8、繰入金のうち、項1、一般会計繰入金7,704万8,000円は、低所得者保険料軽減分を一般会計から繰り入れるもの、項2、介護保険給付準備基金繰入金は、1,323万3,000円を基金から繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、一般管理費7,395万円は、職員6名分の人件費のほか、節12、委託料は、介護保険システムのハード・ソフト保守委託料及び介護保険業務委託料などが主なものとなっております。

節18、負担金補助及び交付金は、職員1名分の派遣費用負担金などでございます。

項2目1、賦課徴収費509万6,000円は、賦課徴収に関わる印刷製本費、通信運搬費は納付書等の郵送料などでございます。

16、17ページをご覧ください。

項3目1、介護認定審査会費1,397万9,000円のうち、節1、報酬1,034万6,

000円は、認定審査会の委員報酬及び審査会運営に関わる会計年度任用職員報酬でございます。

目2、認定調査等費3,398万5,000円の主なものは、節1、介護認定調査に関わる、会計年度任用職員6名分の賃金1,269万5,000円、節11、役務費の手数料1,622万6,000円は、認定審査に関わる主治医意見書作成手数料3,500件分などでございます。

項4目1、趣旨普及費109万2,000円の主なものは、節10、印刷清掃印刷製本費で年3回発行の広報紙「井戸端かいご」の発行等に関わるものでございます。

項5目1、計画策定委員会費59万2,000円では、節1、報酬は、介護保険事業計画策定委員報酬などのほか、18ページ、19ページの、節10、印刷製本費は、第9期介護保険事業計画作成に関わる高齢者実態調査実施に伴う調査票の印刷を行うものでございます。

項6目1、特別対策事業費1,695万2,000円は、利用者負担軽減のための経費であり、主なものは、節18、負担金補助及び交付金の社会福祉法人等が行う利用者負担軽減などでございます。

款2、保険給付費では、利用者数等のサービス見込量について、第8期介護保険事業計画の見込みにより、それぞれ計上してございます。

款2項1、介護サービス等諸費は、要介護1から5に認定された方の利用に対する給付で、60億529万9,000円は前年度比0.04パーセントの減となっております。

目1、居宅介護サービス給付費22億4,024万4,000円は、主に在宅で利用する介護サービスに係る給付で、前年度比0.1パーセントの増となっております。

20ページ、21ページをご覧ください。

目3、地域密着型介護サービス給付費9億5,924万3,000円は、前年度比1.8パーセントの増となっております。

目5、施設介護サービス給付費25億1,831万1,000円は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の利用に対する給付で、前年度比0.1パーセントの増となっております。

24、25ページをご覧ください。

項2、介護サービス等諸費1億3,889万1,000円は、前年度比0.3パーセントの増となっております。

主なものは、目1、介護予防サービス給付費1億236万9,000円で、要支援1・2と認定された方の訪問看護などの在宅サービスでございます。

28、29ページをご覧ください。

項4、高額介護サービス等費1億2,685万2,000円は、介護サービス利用時の自己負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額について寄付するものでございます。

30ページ、31ページをご覧ください。

項6、特定入所者介護サービス等費1億9,746万3,000円は、低所得の施設利用者の食費及び居住費に対する補足給付であり、前年度比8.1パーセントの減となっております。

34ページ、35ページをご覧ください。

款4、地域支援事業費4億2,598万円は、事業者対象者等が利用された事業に対する費用であり、前年度比5.5パーセントの増額となっております。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費2億2,328万8,000円は、関係市町村に事

務委託しております一般介護予防事業に係る費用のほか、訪問型・通所型サービスの利用に係る費用が主なものでございます。

36、37ページをご覧ください。

項2目1、包括的支援事業・任意事業費1億8,892万4,000円は、包括的支援事業・任意事業を関係市町村へ委託等により実施するもの、介護サービス相談員事業、給付適正化事業等を実施するものでございます。

項2目3、包括的支援事業（社会保障充実分）事業6,124万3,000円は、認知症初期集中支援チーム事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携事業等について、関係市町村へ委託等を行い、実施するものでございます。

38、39ページをご覧ください。

項6目1、生活支援体制整備費1,322万5,000円は、保険者機能強化推進交付金を主な財源とし、自立支援・重度化防止等を目的とした事業を市町村に委託するものでございます。

42ページ以降は、給与費明細書、48ページは、市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第13「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第13号、令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ2億164万7,000円といたします。

前年度比423万円、2.1パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金は1,867万7,000円で、運営費負担金が398万4,000円と大幅な減額となっております。

これは、正職員の退職等による人件費の減額が主な理由であり、改築事業負担金は例年並みで、令和4年度で連合債の償還は終了となります。

目2の鹿島荘事業負担金の老人保護措置費負担金及び生活短期宿泊事業負担金は、例年並みでございます。

款2項1目1、ひだまりの家収入及び目2、ひだまりの家施設利用収入は、入所者9名分の介護保険給付費、介護保険の自己負担分、施設利用料、光熱水費、燃料代、食材料費などでございます。

款4項1目1、鹿島荘繰越金は950万円、目2、ひだまりの家繰越金は400万円で、前

年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費1億641万9,000円のうち、主なものは嘱託医1名と会計年度任用職員15名、職員8名分の人件費でございます。

節12、委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、消防設備点検委託料などでございます。

目2、生活費3,844万7,000円は、入所者50名と、生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。

主なものは、節10、需用費では、介護が必要な入所者が増加しており、おむつ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費の電気料などや賄材料費でございます。

賄材料費は給食の方法を直営から、調理済み食材の購入へと変更したことにより、約350万円の増額となっております。

12ページ、13ページをご覧ください。

節19、扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などでございます。

項2目1、ひだまりの家管理費3,879万9,000円の主なものは、会計年度任用職員9名分と職員1名分の人件費でございます。

その他は、入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは、節10の需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

款2項1、鹿島荘公債費1,469万3,000円は、鹿島荘改築事業の償還金の元金と利子でございます。

先ほど申しあげましたように、起債の償還は令和4年度で終了となります。

14ページ、15ページをご覧ください。

款3、予備費は、鹿島荘予備費、ひだまりの家予備費で合計328万9,000円でございます。

16ページ以降は給与費明細書、22ページは、市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 10ページ、11ページのところの、需用費、賄材料費の関係について質問します。

直営の調理から調理済み食材への購入に切り替わったわけですが、ひだまりの家と合わせて、年間では直営と比べてどのような経費、結果になるのか。

この内容について説明ください。

2点目につきましては、調理済み食材に切り替わることで、利用者のサービスに与えるクオリティーの低下という懸念がありますけれども、こういった懸念についてはどのような対応するのか、対応の仕方について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） それではただいま賄材料費の件についてお答えをいたしたいと思っております。

賄材料費につきましては直営と調理済み食材の購入ということで、比較をいたしました。

食費それぞれ人件費合わせて直営費の場合が2,700万円、調理済み材料費の購入した場合が約2,730万から2,740万円というようなことで、正副連合長会等々にもご説明をしてきたところでございます。

内容につきましては、直営については予算ベースですけれども、賄材料費は平成3年の当初予算までは1,480万円の予算でございました。

それから調理済み食材を購入しますと、1年間のベースで米代まで含めまして、委託料のおかずの購入費それから、米の購入費も含めて、約1,800万円程度ですか、というようになっております。

ひだまりの家の方につきましてはちょっと契約上はひだまりの家の方も、「なりこま」でやってもいいよというようなことになっておりますが、ひだまりの家につきましては入所者さんと一緒に給食を作るのも売りにしているというような面もありますので、今のところ、ひだまりの家についてはその「なりこま」の方は利用はしておりません。

それからの利用者に対する懸念といいますか、やはりちょっと生野菜が欲しいとかですね、今まで直営の場合にお昼に牛乳をお1人ずつカップ1杯ほど、出していたと、いうようなことがございまして、牛乳なんかも飲みたいね、なんていうような声もちらほら聞こえてきているのも事実でございます。

ただこれについてはちょっと即、対応できないので今後、調理業者との検討材料だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 直営のときと比べて調理済み食材を扱うことで、経費節減には繋がっていないという、受けとめでよろしいのでしょうか。

今後のクオリティーの保証については、声は、質の低下という懸念については、今後どのような質の維持とか向上を目指しては、どのような対策を考えているのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） 申し訳ございませんお答え申し上げます。

経費につきましては直営、それから調理済み食材の購入に当たりましてほとんど、とんとんだということでご理解をいただきたいと思っております。

それから給食の品質につきましては栄養計算といいますか塩分計算等々も十分なされておりますので、その辺については特段、心配はないというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 質というのはやっぱり一番考えなきゃいのは利用者のいわゆる好感度というか、良くなったと、向上していくということが大事なわけですし、それを求めるための方策を今伺ったわけですけども

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（西澤美千夫君） ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。利用者の評判っていうかそういうような内容かっていうことでよろしいかと思っておりますけれども、例えばですね、今までお昼に麺類っていうようなものがほとんど出されていなくて、ラーメンとかうどんとか、そばですか、そういうものも出てきているので、そういう面では喜んでいただいているってのが、率直な感想です。

それからまた利用者の声につきましては月に1度ですねそういう、利用者との懇談会ってまで言えばちょっと大げさになるかもしれませんが、利用者の声を聞く時間というものも毎月栄養士さんの方で設けていただいておりますので、そんな中でまた意見を吸い上げて、改善できるところは、改善に役立てていくというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君）他にありますか。

お諮りいたしますこの辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

閉会 午後 1時40分

令和4年2月17日
開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、北アルプス広域連合議会令和4年2月定例会、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長は全員出席をしております。

以上でございます。

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず、議案第3号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）登壇〕

○総務常任委員長（平林寛也君） おはようございます。

それでは、当委員会に付託されました議案第3号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、廃止後の一次救急の受け入れ体制についても質疑があり、行政側からは廃止後当分の間、大町病院とあづみ病院においては、患者の受け入れについて理解をいただいているが、今後の一次救急の体制、支援等については、大北医療圏地域医療構想調整会議において協議されることになるのでご理解をいただきたい、との答弁がありました。

また、委員から、急病センター廃止後の広報についても質疑があり、行政側からは、かかりつけ医の受診や、長野県小児救急医療電話相談を利用いただくよう案内をしていきたい、との答弁がありました。

以上、主な審査概要を申し上げましたが、当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号を総務常任委員長報告通り原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第3号「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」は、総務常任委員長報告の通り可決されました。

次に議案第1号及び議案第2号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) おはようございます。

当委員会に付託されました議案第1号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、審査の概要をご報告いたします。

審査中、委員からコロナ禍で利用者の収入が減っているためコロナ感染症が収束してから料金の改定をして欲しい、との意見があり、行政側から虹の家の現状を考える中で、収益を確保していくことが必要であるため、料金の改定時期を令和4年4月1日にすることでご理解をいただきたい、との答弁がありました。

また委員から、利用者の食事の質を保って食事の提供をして欲しいとの希望があり、行政側から、利用者から満足していただける食事の提供に努めるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決することと決しました。

続きまして、議案第2号「北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例の制定について」、審査の概要をご報告します。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第1号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に議案第2号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

服部久子議員。

○10番(服部久子君) 議案第1号について反対討論いたします。

厚労省は、1月の21日、公的年金を0.4パーセント引き下げを明らかにいたしました。

十年間で約6.7パーセントを減額になります。

また今、コロナ感染が蔓延し、社会に不安感が増しております。

そして経済的にも困窮者が増幅しております。

このことを考えると、利用料の増額改定は、現在不適切と考えます。

よって、この条例改正に反対いたします。

○議長(二條孝夫君) 議案1号に対して、他に討論はありますか。

他に討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず議案第1号について、福祉常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって議案第1号「北アルプス広域連合介護老人保健施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、福祉常任委員長報告通り、可決されました。

次に議案第2号について、福祉常任委員長報告通り原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号「北アルプス広域連合基金条例の一部を改正する条例設置について」は、福祉常任委員長報告通り、可決されました。

次に議案第4号について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(平林寛也君)登壇]

○総務常任委員長(平林寛也君) それでは、議案第4号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、緊急消防援助隊活動費負担金の基準についての質疑があり、行政側からは、派遣職員の延べ人数の人件費、出動作業の経費、資機材については、土砂の中での活動となったので、破損等の修理、消耗品、また、こちらの隊で隊員が不足するため、非番の者を通常の勤務に充てる体制をとるための経費が対象となっている、との答弁がありました。

また、委員から派遣した人数や、日数はどうかとの質疑に対し、行政側からは、1隊5名、4次隊まで、7月12日から20日までの9日間、延べ20人の隊員を派遣したとの答弁がありました。

以上、主な審査概要を申し上げましたが、当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 続きまして、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) 当委員会に付託されました議案第4号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要をご報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号を、各常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第4号)」は、各常任委員長報告の通り可決されました。

次に議案第7号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(平林寛也君)登壇]

○総務常任委員長(平林寛也君) それでは議案第7号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号を総務常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第7号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」は総務常任委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第5号、議案第6号及び議案第8号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) 当委員会に付託されました議案第5号「令和3年度北アルプ

ス広域連合介護老人保険施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、審査の概要を報告します。

審査中、委員から、契約入所と短期入所の入所期間はどれぐらいかと質問があり、行政側から原則、契約入所は90日間、短期入所は30日間となっているが、契約入所について、利用者の状況により、期間の延長は可能との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決するものと決しました。

続きまして、議案第6号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、審査の概要をご報告します。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を、可決するものと決しました。

次に議案第8号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」について審査の概要を報告します。

当委員会では、慎重審査の結果全会一致で、原案を可決するべきものと決しました。

以上で報告を終了します。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第5号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第6号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第8号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず議案第5号について、福祉常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第5号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」は、福祉常任委員長報告の通り可決されました。

次に議案第6号について、福祉常任委員長報告通り原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第6号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、福祉常任委員長報告の通り可決されました。

次に議案第8号について、福祉常任委員長報告の通り原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第8号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」は、福祉常任委員長の報告通り、可決されました。

次に、議案第9号について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

[総務常任委員長(平林寛也君)登壇]

○総務常任委員長(平林寛也君) 議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から常備消防費の委託料中、仮眠室個室化等実施設計があるが、現状と課題は何か、との質疑があり、行政側からは、現状では、大町署の女性用仮眠室のみ個室化されている。

仮眠室の個室化は、新規コロナウイルス感染症が発生する前から、インフルエンザ等の感染症蔓延防止対策や、職員の職場環境改善を含め、中長期計画に盛り込み、検討を重ねてきた、コロナウイルス感染症の感染拡大により、県外の消防本部では、職員間の感染等により、業務の継続に混乱が生じるなど、感染症流行時における消防力の、維持確保が課題となっている、との答弁がありました。

また、委員から、現状の仮眠室を改修するのに新たに建てるのかとの質疑に対し、行政側からは、男性用は現在の仮眠室を改造するが、北部署、南部署の女性用仮眠室については、増設を行って、整備したいとの答弁がありました。

また、委員から、焼却設備等維持修繕の今後の見通しについての質疑があり、行政側からは、施設が6年目以降になると、急激に摩耗する部品や、腐食、整備などが増えてくる、現在は、単年度契約で行っているが、10年間の長期包括契約とすることで、経費節減ができないか、3市村と相談しながら、検討を行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員から、ドローンの整備費用に関わる財政支援措置と、操縦免許についての質疑があり、行政側からは、ドローンの整備費用については現在国会審議中の令和4年度予算において、緊急防災・減災事業債の対策拡充が図られ、その対象事業となる見込みである。

また、操縦士の資格については、認定を受けた職員による、講習を受けて、現在12名が資格を取得しているとの答弁がありました。

以上、審査概要を申し上げましたが、当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(矢口新平君)登壇]

○福祉常任委員長(矢口新平君) 議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に、付託された部分について、審議の概要をご報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上の報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第9号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。

- 5番(大和幸久君) 議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」に反対の討論をいたします。

反対する主な理由は本予算中の、北アルプス連携自立圏事業の取り組みが、圏域住民から見ても極めてわかりにくい事業となっていることとあります。

1例として、森林経営管理制度促進事業を見ますと、この事業は費用の考え方はタイプ1としており、大町市が予算化し町村が負担金を支出するとあります。

令和4年度は、専門人材を活用した実施体制により、森林経営管理制度の本格実施と圏域の林業振興、森林整備に向けた取り組みを促進するとあり、850万円が計上されております。

大町市が予算化するとありますので、大町市の予算を見ますと、森林環境譲与税事業は、総額8,443万5,000円が計上されており、額の多い順に内訳を見ますと、譲与税積立金が3,297万円余、委託料が3,019万円余、負担金補助金及び交付金1,255万円余、この中に、県派遣職員負担金850万円が計上されております。

これで、広域の850万円が、県派遣職員の事業であることが、初めてわかる内容となっております。

この県職員が携わる事業が、事業実施の評価対象になるわけですが、大町市が実施する事業と重なる部分の比率をどのように仕分けして、この事業の評価や検証をするのか、市町村の住民にとっては極めてわかりにくい内容になっているものであります。

このタイプ1、大町市が予算化し、連携市町村が負担金を支出する事業は、全体で18事業にも及ぶものであります。

負担金を支出する町村住民にとって負担した財源によって、どのような事業効果が上がったのか、明確にして説明責任を果たす責務が行政にはあると思います。

北アルプス連携自立圏事業では、この点が極めて不十分であることを指摘して、この改善策を求め、反対討論といたします。

- 議長(二條孝夫君) 他に討論はありませんか。

北村利幸君。

- 17番(北村利幸君) 議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度の一般会計予算には、地域住民の暮らしに直結する、重要な予算が計上されております。

常備消防費においては、地域住民の安心安全にするため、老朽化した高規格救急車の更新に加え、消防職員を新型コロナ等の感染症から守り、当圏域の消防力を持続させるために行う、消防各所の仮眠室個室化に向けた経費が計上されております。

また、ごみ処理広域化推進費では、白馬リサイクルプラザ建設工事に関する経費が計上されております。

他にも、総務費では北アルプス市町村会館の管理に関する経費、衛生費では広域葬祭場や北アルプスエコパークの運営に関わる経費、保健衛生費では当番医や病院群輪番制事業に関

する経費など、いずれも地域住民にとって必要不可欠なものばかりであります。

この予算を可決の上、事業推進を図ることこそが、大北地域の住民福祉に繋がるものと確信しております。

以上賛成討論とさせていただきます。

皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） 他に討論はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号について、各常任委員長報告の通り原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第9号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各常任委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第10号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（平林寛也君）登壇〕

○総務常任委員長（平林寛也君） 議案第10号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、総務常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって議案第10号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、総務常任委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第11号、議案第12号及び議案第13号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（矢口新平君）登壇〕

○福祉常任委員長（矢口新平君） ご報告します。

議案第11号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、審査の概要をご報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決しました。

続きまして議案第12号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について、審査の概要をご報告します。

審査中委員から、介護保険料の普通徴収の徴収率についての推計の根拠があるのかと質問があり、行政側から、過去の実績に基づき推計しているとの答弁がありました。

また委員から停滞があった場合、何かペナルティがあるのかと質問があり、行政側から、特にありませんと答弁がありました。

また委員から、滞納整理の取り組み状況はどうなっているのかと質問があり、行政側から、滞納整理については、構成市町村の収入担当等介護保険料徴収事務の兼務辞令を発令し、市町村職員に滞納整理を依頼している、と答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に議案第13号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員からひだまりの家職員等に係る介護職員処遇改善支援補助金の取り扱いはどのようなかとの質問があり、行政側から当該補助金の対象要件について、令和3年度において、介護報酬の加算に位置付けられている処遇改善加算を取得していることが条件になっていることから、ひだまりの家では当該要件を満たしていないため、現段階では取得は難しいが、介護に関わる人材不足を鑑み、処遇を改善すべく、当該加算の取得についても今後は検討していく必要が、あるとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものとししました。

以上で報告終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず議案第11号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第12号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第13号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 私は議案第11号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」につきまして、反対の立場から討論いたします。

なお、議案第5号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」につきましても、同じ趣旨で賛同できないことから反対したことを予め表明しておきたいと思えます。

まず、療養介護収入で2億6,419万4,000円のうち、約半分を占める入所の目標数が46人、1日あたりと見込んで予算が組み立てられております。

しかし、本年令和3年度の実績は36人、1日あたり10人も少ない実績に落ち込んでおります。

例年年度末に、こうした内容を減額補正して基金を経常費に充当しているような状態が続いてきているわけですが、基金の使途は施設整備に充てると以前から議会の答弁で、また議会の質問の中で答弁しておりました。

しかし、実際は、これらの費用が経常費に多く、充当されてきているというのが実態であります。

入所目標の達成見込みと具体策については、4月より、外部見識者等による委員会で分析検討し、その上で検討して、その上で実行するとのことでしたが、悠長に構えている時ではないのではないのでしょうか。

虹の家の存続に関わる喫緊の大きな課題であり、即効性のある具体策が必要であります。

介護保険事業計画でサービスを見込んでいる、入所数や予算で見込んでいる入所者を確保できないとするなら、入所定員を見直した上で、デイケアの拡大やサテライトでの展開など、療養介護費収入の確保をしないと、国交省からの指摘に基づき早急に行わなければならない、エレベーターの改修もできないほどの基金の残高まで落ち込んでおります。

ここまで放っておいた責任は重大であることをまず指摘しておきたいと思っております。

次に、マンパワーの充実につきましては、施設運營業務委託として、病院職員と広域連合からの派遣職員で構成されておりますが、喫緊の課題やサービスの充実に向けて、虹の家の職員が一丸となって、ワンチームで取り組めるかが非常に重要なポイントになってきていると考えております。

かつての虹の家のようなアットホームな感覚で安心して、質の高いサービスが受けられる施設に生まれ変わることが強く求められていることを指摘して、反対討論とさせていただきます。

○議長（二條孝夫君） 議案第11号について、他に討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他の議案について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず議案第11号について、福祉常任委員長報告の通り原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第11号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告の通り可決されました。

次に議案第12号について、福祉常任委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって議案第12号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告通り可決されました。

次に議案第13号について、福祉常任委員長報告の通り原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって議案第13号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は、福祉常任委員長報告の通り可決されました。

日程第2「議案の上程説明質疑、委員会付託または討論採決」

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第2「議案の上程説明質疑、委員会付託または討論採決」を行います。

議事第1号「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期建設を求める意見書」を議題とし、太田伸子議員に提案理由の説明を求めます。

太田伸子議員。

○14番(太田伸子君) 議事第1号「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期建設を求める意見書」につきまして、案文を朗読し提案理由の説明に変えさせていただきます。

この議案を地方自治法第112条及び北アルプス広域連合議会会議規則第12条の規定により提出いたします。

お手元に配付の議案のページが案文であります。

「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期建設を求める意見書」案。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、略称しまして、松糸道路は、高速交通網の空白地帯である大北地域にとりまして、日本海側と長野県の中央部を結び、既存の高速動と一体となって、広域的な道路ネットワークを形成し、将来にわたり、地域の活発な経済活動を支える、地域をはぐむ道です。

また、当広域連合が運営している北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターが閉所になる状況となる中、今後深刻な高齢社会を迎え、日本有数の豪雪地帯に加え、急峻な地形を有する厳しい自然環境に暮らす我々地域住民にとりまして、地域の医療機関や高度な医療サービスを提供する広域内の拠点病院に、迅速かつ確実に移動できる交通の確保は、極めて重要な課題です。

松糸道路は、救急医療や生活必需品の供給など、生命に直結する命をつなぐ道です。

さらにこの道路は、平成26年に発生した神代断層地震をはじめ、北アルプス広域消防本部もでも応援に駆けつけた28年の新潟県糸魚川市で発生した大火災など、近年激甚、頻発化する災害からの迅速な復旧復興を図るための、緊急輸送路として、特に南北に細長く伸びる当圏域において、より広域的かつ、隣県との連携性を踏まえた、安全・確実・迅速を原則とする消防防災活動を支える、防災の道ともなるものです。

現在、すでに新潟県側では、糸魚川市の今井道路が事業化し、長野県側においても、安曇野市の新設区間、安曇野道路の早期事業化に向け、取り組みが進められているほか、大北地域におきましては、国道148号の小谷村の右中工区や白馬村の白馬北工区において、将来の

松糸道路としての活用が期待されるバイパス工事や改良工事が進捗し、大町市街地を通るルートに関しては、最適ルート体の選定に向けての地域の合意形成を目指した取り組みが進められており、これもひとえに長年にわたる地域の悲願を真摯に受けとめ、今日まで事業推進に努めてこられた県のご尽力のたまものと各敬意を表するところです。

松糸道路は、少子高齢化や過疎化が進む当地域において、住民が安心して快適な暮らしを営むための、さらに、活力ある経済圏、生活圏の形成に欠くことのできない、重要な社会インフラであり、本道路の一日も早い建設に向け、引き続き全力を挙げて事業を進めていただきますよう、下記の通り、強く要望いたします。

記1、広域内の緊急医療機関や、高度医療サービスを提供する拠点病院、災害発生場所への、救急車両及び消防防災車両の迅速かつ確実に移動到達できる道路として早期の建設に向け、最大限の取り組みを進めること。

2、移住交流の円滑化、活性化による、圏域内の人口創出とともに、グローバル社会を見据えた広域的な観光や、産業振興を支える基盤として、早期の整備に向けた着実な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

なお、提出者は表記の通り、提出先は案文裏面に記載の通りです。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

提案者に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議事第1号は、議員提出の意見書案件ですので、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議事第1号を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって議事第1号「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期建設を求める意見書」は、原案の通り可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において整理の上、関係行政庁に提出いたします。

以上で本2月定例会に付議されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 2月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、昨日、本日と2日間にわたり、本会議及び常任委員会におきまして、慎重にご審議をいただき、議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

本当にありがとうございます。

ご起立いただきました本年度補正予算並びに新年度予算等各案件につきましては、適切かつ効率的な執行に努めますとともに、生活環境や住民福祉の向上を図り、安心安全な地域づくりの推進に力を尽くして参ります。

本定例会冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、平成18年に開所いたしました北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターは、受診者の減少や診療を担う医師の高齢化等を背景として、そのあり方につきまして、運営協議会で検討協議を進めて参りました。

検討の過程で課題となっておりました、急病センター廃止後の一次救急体制の維持確保につきましては、今月24日に開催される大北医療圏地域医療構想調整委員会、調整会議でご協議いただくこととなるなど、方向性が固まりましたことから、本年度末をもちまして廃止することとなりました。

ここに改めまして、16年間の長きにわたり、急病センターの円滑な運営のために全力で診療にお取り組みいただきました大北医師会の医師の先生方をはじめ、多くの関係の皆様方のご尽力に対しまして、重ねて深く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も、圏域住民の命と健康を守る地域医療の維持向上のため、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

各市町村におきましては、間近に市町村議会3月定例会を控え、議員各位におかれましては、お忙しい日々が続くことと存じます。

どうぞご自愛いただき、圏域並びに市町村の振興発展のため、一層ご尽力をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、公務ご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

これにて令和4年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

令和4年2月17日

議会議長

10番

11番